

とちの環県民会議 団体助成規程

(目的)

第1 各種団体が行う環境保全等に関する活動を助成することにより、県民の環境保全に関する取組を促進することを目的とする。

(助成対象となる団体)

第2 助成の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 5人以上の会員を有する団体で、代表者が明らかであること。
- (2) 団体としての意思決定により助成金を執行でき、確実な経理処理ができること。
- (3) 団体の本拠又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体であること。
- (4) 原則として一定の活動実績が確認できること。
- (5) 事業を完遂できる見込みがあること。

(助成対象となる活動)

第3 助成の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、対象団体が主体的に行う次のいずれかに該当するものであり、別に定める条件を満たしているものとする。

- (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 自然環境保全の推進
- (3) 地球温暖化対策の推進
- (4) 循環型社会の推進
- (5) 緑化の推進

2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする活動及び国や地方公共団体等からの補助や助成を受ける活動については、助成対象としない。

3 助成活動は、年度内（ただし4月1日から2月末日の期間内）に行う活動とする。

(助成対象となる経費)

第4 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、助成活動の実施に直接要するものであって、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5 助成の額は、1団体当たり5万円を限度とし、助成額の総額は予算の範囲内とする。ただし、同年度内における助成は、1団体あたり1回に限る。

(助成の申請)

第6 助成を受けようとする団体は、助成申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7 会長は、前条に基づく申請に対して、助成金審査委員会を設けて助成の適否及び助成額について諮問し、その審査結果をもとに助成の交付を決定する。

- 2 会長は、助成を決定したときは、助成決定通知書（様式第 2 号）により申請団体に通知するものとする。
- 3 会長は、助成の決定に当たって、条件を付することができる。

（審査委員会）

第 8 審査委員会は、会長、副会長をもって構成する。審査会の委員長は会長があたる。

（助成活動内容等の変更）

第 9 助成の交付決定を受けた団体（以下「助成活動団体」という。）は、助成活動の内容及び経費を変更しようとするときは、必ず事前に助成活動変更承認申請書（様式第 3 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、内容の変更が軽微な場合及び天災その他助成活動団体の責めによらない事由による場合については、この限りでない。

（承認の通知）

第 10 会長は、前条に基づく申請に対して、必要に応じ助成審査委員会を設けて速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、これを承認する。

- 2 会長は、助成活動変更を承認したときは、助成活動変更承認通知書（様式第 4 号）により助成活動団体に通知するものとする。
- 3 会長は前項の承認を行うに当たって、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（助成活動の中止）

第 11 助成活動団体は、助成活動を中止（廃止）した場合は、助成活動開始予定日から 2 週間以内に助成活動中止（廃止）届出書（様式第 5 号）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 助成活動団体は、助成活動の完了の日から 30 日以内又は 2 月末日のいずれか早い日までに、助成活動実績報告書（様式第 6 号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 13 会長は、前条の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、その成果及び費用を確認のうえ助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第 7 号）により助成活動団体に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の通知を行った後、助成金を交付するものとする。

（助成金の請求）

第 14 助成活動団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第 15 会長は、助成活動団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金額の確定の有無にかかわらず、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他、助成の決定に当たって付された条件や助成内容の変更承認に当たって付された条件、又はこの規程に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成活動の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元（2019）年 4 月 24 日から施行する。

別表

対象経費	内容
一 謝金	講師等に対する謝礼
二 旅費	講師等の交通費及び宿泊費
三 消耗品費等	消耗品、器材等の購入費（2万円未満のものに限る）
四 使用料等	会場、器材等の使用料及び賃借料
五 通信運搬費	郵便代、運搬費等
六 印刷費	パンフレット、資料、報告書等の印刷代
七 保険料	行事等の実施に伴う参加者等の傷害保険料
八 その他	会長が必要と認めた経費
摘要	<p>※ただし、次の経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成活動団体の恒常的な運営に係る事務費や人件費などの経費 ・活動を伴わず配布だけを行う消耗品 ・備品購入費（2万円以上のもの） ・助成活動団体に係る施設の維持や整備費等 ・飲食費

審査基準票

助成団体の基準		以下の全てに該当する事	該当
1	5人以上の会員を有する団体で、代表者が明らかであること。		
2	団体としての意思決定により助成金を執行でき、確実な経理処理ができること。		
3	団体の本拠又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体であること。		
4	原則として一定の活動実績が確認できること。		
5	事業を完遂できる見込みがあること。		
助成活動の基準(1)		以下のいずれかに該当する事	
1	環境教育・環境学習の推進		
2	自然環境保全の活動		
3	地球温暖化対策の推進		
4	循環型社会の推進		
5	緑化の推進		
助成活動の基準(2)		以下の全てに該当する事	
1	政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする活動でないこと。		
2	年度内（ただし4月1日から2月末日の期間内）に実施する活動であること。		
対象経費の基準		以下に該当する事	
1	助成活動の実施に直接要する経費で、規程の別表に掲げる経費であること。		